

各都道府県 収用委員会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局企画課長

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行について

社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索を図るため、国土交通大臣及び法務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、地域福利増進事業の実施のための措置、所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法（昭和26年法律第219号）の特例、土地の所有者等に関する情報の利用及び提供その他の特別の措置を講じ、もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的とする所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「法」という。）が令和元年6月1日より施行されます。

これを受け、今後、貴職におかれましては、各種事務の処理に当たり、その適切かつ円滑な実施に向け、下記事項に留意頂きますようお願い致します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である旨を申し添えます。また、本件については国土交通省総合政策局総務課土地収用管理室と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 特定所有者不明土地への立入り等による損失の補償に係る裁決について

地域福利増進事業を実施しようとする者は、その準備のため他人の土地（特定所有者不明土地（所有者不明土地のうち、現に簡易建築物を除く建築物が存せず、かつ、業務の用その他の特別の用途に供されていない土地をいう。以下同じ。）に限る。）又は当該土地にある簡易建築物その他の工作物に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、当該土地又は工作物に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができ（法第6条）、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物又は垣、柵その他の工作物（以下「障害物」という。）の伐採又は除去（以下「伐採等」という。）をしようとするときは、当該障害物の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて、伐採等を行うことができること等とされている（法第7条）。

地域福利増進事業を実施しようとする者は、これらの行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならないこととされているが、協議が成立しないときは、損失を与えた者又は損失を受けた者は、収用委員会に土地収用法第94条第2項の規定による裁決を申請することができることとされている（法第9条）。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令（平成30年政令第308号）第5

条では、裁決を申請しようとする者は、裁決申請者の氏名又は名称及び住所、損失の補償の見積り及びその内訳、協議の経過等を記載した裁決申請書（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則（平成 30 年国土交通省令第 83 号。以下「規則」という。）別記様式第 5）を収用委員会に提出することとしている。

## 2. 地域福利増進事業の実施のための裁定に係る都道府県知事からの意見聴取について

都道府県知事は、法第 13 条第 1 項の裁定をしようとするときは、特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある所有者不明物件に関し所有権その他の権利を有する者が受ける損失の補償金の額について、あらかじめ、収用委員会の意見を聴かなければならないこととされている（法第 13 条第 4 項）。

収用委員会は、意見を述べるため必要があると認めるときは、その委員又はその事務を整理する職員に、裁定申請に係る特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある簡易建築物その他の工作物に立ち入り、その状況を調査させることができるが（同条第 5 項）、立入調査をする委員又は職員は、その身分を示す証明書（規則別記様式第 7）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない（同条第 6 項）。また、立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない（同条第 7 項）。

収用委員会は、都道府県知事が精査した補償金額に特に問題がないかを確認する立場であることを踏まえ、意見回答に当たっては、土地収用法の裁決とは異なり、委員が参集して会議を開催せずとも、持ち回りによる開催とすることも考えられる。

なお、収用委員会は、意見回答に当たり鑑定人に鑑定させる場合、鑑定人の旅費及び手当を地域福利増進事業を実施する者の負担とすることはできないので、留意されたい。

補償の基準については、法第 16 条によるほか、詳細については、地域福利増進事業ガイドライン（令和元年国土交通省土地・建設産業局）を参考にされたい。

## 3. 土地収用法の特例の裁定に係る都道府県知事からの意見聴取について

都道府県知事は、法第 32 条第 1 項の裁定をしようとするときは、特定所有者不明土地の所有者又は関係人が受ける損失の補償金の額について、あらかじめ、収用委員会の意見を聴かなければならないこととされている（法第 32 条第 4 項）。

収用委員会は、意見を述べるため必要があると認めるときは、その委員又はその事務を整理する職員に、裁定申請に係る特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある簡易建築物その他の工作物に立ち入り、その状況を調査させることができるが（同条第 5 項）、立入調査をする委員又は職員は、その身分を示す証明書（規則別記様式第 11）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない（同条第 6 項において準用する法第 13 条第 6 項）。また、立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない（法第 32 条第 6 項において準用する法第 13 条第 7 項）。

収用委員会は、都道府県知事が精査した補償金額に特に問題がないかを確認する立場であることを踏まえ、意見回答に当たっては、土地収用法の裁決とは異なり、委員が参集して会議を開催せずとも、持ち回りによる開催とすることも考えられる。

なお、収用委員会は、意見回答に当たり鑑定人に鑑定させる場合、鑑定人の旅費及び手当を起業者の負担とすることはできないので、留意されたい。